

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査(特定非営利活動法人なごみ、特定非営利活動法人三楽)及び指定管理者監査(船坂小学校跡施設管理運営委員会)の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年7月2日

西宮市監査委員	福田雅至
同	金崎健太郎
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
特定非営利活動法人 なごみ	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月28日
特定非営利活動法人 三楽	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月29日
船坂小学校跡 施設管理運営委員会	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月22日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西育成発第 12-1 号
令和 6 年 5 月 28 日
(2024年)

西宮市監査委員	石原	俊彦	様
同	福田	雅至	様
同	板戸	史朗	様
同	中村	衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 措置を講じた部局 | こども支援局 |
| 2 | 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告
(特定非営利活動法人 三楽・施設整備事業費) |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和 5 年11月20日報告監第 5 号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

特定非営利活動法人 三楽・施設整備事業費

財政援助団体監査結果報告に基づき講じた措置(施設整備事業費) (令和5年11月20日付報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P15

1 財政援助団体

(1) 適正な出納関係帳票の整備

法人は、補助事業者として施設整備補助金要綱に従い、施設毎の出納関係帳票を早急に整備し、正確な数値の把握を適時に行えるようにされたい。そして、それらの情報の裏付けとなる関係資料とともに、市に報告できるように補助事業に関する経理事務の内容や体制について見直しを行われたい。併せて経理事務の管理や責任について経理規程に定めるなど、明確化されたい。

(講じた措置)

法人として、施設毎の出納関係帳票を整備するため職員を1名増員いたしました。併せて経理事務の管理や責任についての経理規程についての改定も行い、6月開催予定の理事会に答申いたします。

(要改善事項)

監査結果報告書 P16

1 財政援助団体

(2) 計画平面図・見積書と施工状況の合致

法人は、現地の施工状況が計画平面図や見積書と合致しているかどうかを常に確認するとともに、施工内容に変更の必要が生じた場合には、速やかに市に申し出て、承認を受けなければならない。そして、工事完了後には、最終的な施工状況を示した平面図を作成し、提出されたい。

(講じた措置)

施工内容の変更について、見積書と施工実施内容の相違を市に報告いたしました。今後、新規施設開設の選定をいただいた時には見積もりからの変更、施工実施後の最終平面図の提出を行うなど改善を図ります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P16

1 財政援助団体

(3) 適切な避難経路の整備

避難経路計画と実際の整備状況に相違が見られたが、法人は避難はしごを整備することから、早急に計画どおりの避難経路を整備されたい。

(講じた措置)

アフタースクール用海に関しては、2階部分から避難するための避難はしごを設置し、計画通りの避難経路の整備を行い、改善を図りました。令和6年1月5日、市とともに現状の確

認をいたしました。併せて、アフタースクールかわらばやし、アフタースクールにしのみや高木西についても、同日、市とともに避難はしご及び避難経路を確認いたしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P16

2 所管部局

(1) 適正な出納関係帳票の確認

所管部局は、補助事業者によって補助金が適切に執行されているか必要に応じて確認しなければならないことから、法人に対して施設毎に出納関係帳票を整備し、補助対象事業に係る収支の状況等を明らかにするよう指導を徹底されたい。

(講じた措置)

法人に対して施設毎に出納関係帳票を整備し、補助対象事業に係る収支の状況等を明らかにするよう指導を行いました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P16

2 所管部局

(2) 仕入控除税額の確認

補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、本補助金は預かり消費税の対象とはならず、法人が仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなり、当該仕入控除税額分の補助金を返還しなければならない。したがって、仕入控除を受けていない場合であっても、その状況が分かる資料を提出させて事実確認を行うよう改められたい。

(講じた措置)

仕入控除税額報告書及び返還がない事業者であることの挙証資料の提出を求め、確認いたしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P16・17

2 所管部局

(3) 適正な実績報告書の確認

施設整備補助金要綱第8条では、実績報告書の添付書類について定めているが、整備後の施設設備の実態を確認できる添付書類は整備完了写真のみとなっている。今回のように計画平面図と現地施工状況が異なっていたことや今後の施設管理上の観点からも今後は実績報告書の添付書類に、整備後の平面図を追加するよう要綱を改められたい。その上でこの事業の実績報告書について再度確認されたい。

また、施設整備補助金要綱第9条では、補助金額の確定に際し、必要に応じて現地調査等により審査をするものとしているが、所管部局は、審査時に現地調査を行っていなかった。事業の実態が計画と相違することは十分考えられることであるので、現地の調査は必須である。今回明らかになった事案も踏まえ、現地調査を適切に行われたい。

(講じた措置)

西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱第8条の添付書類に整備後の

平面図を求めるよう改定を行いました。また、同要綱第9条について、「必要に応じて」の文言を削除し、適切に現地調査等を行うよう改定しました。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P17

1 所管部局

今回の監査では、所管部局は、法人が本来作成すべき補助事業に係る施設毎の出納関係帳票が未整備であったことや、実績報告書の内容と現地での施工状況が異なっていたことなどを把握していなかった。事業者への指導や事業内容の確認作業がほとんどできておらず、補助事業に対する執行管理が不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、このたびの指摘を踏まえ、要綱の見直しや事務執行のためのマニュアルの作成を行うとともに、技術部門からの協力も得ながら、より適正な執行管理に努められたい。また、補助事業者の選定の際には、経理事務の体制についても確認を行われたい。

(講じた措置)

事業者への指導や事業内容の確認作業、事業者の選定を適切に行うため、事務執行のためのマニュアル等の作成を行います。また、現地調査の際にどういった観点から確認すべきか、技術部門に助言を求めてまいります。